

第 75 号

財産の減額貸付けについて

財産を次のように減額して貸し付けることとする。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区分	所在地	面積	貸付けの相手方	貸付けの目的	貸付期間	摘要
土地	熊本市中央区水前寺三丁目455番	2,643.53 平方メートル	一般財団法人熊本県青年会館	熊本県青年会館用地	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	減額率は、65パーセントとする。左欄の貸付期間は、更新することができる。

(提案理由)

一般財団法人熊本県青年会館に財産を減額して貸し付けるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。